

経営管理実施権の設定を受ける民間事業者選定要領（中黒岩地区第2期）

1 民間事業者の選定概要

2に掲げる森林を対象として経営管理実施権の設定を受ける民間事業者について、森林経営管理法第36条第3項に基づき、森林経営管理法第36条第2項の規定により公表されている民間事業者の中から選定します。希望する民間事業者には、森林経営管理法施行規則第33条第1項の規定により、企画提案書を提出していただいた上で、久万高原町が定める選定委員会が審査を行い「採用事業者」を決定します。

2 経営管理実施権設定候補森林

所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	樹種	林齢
久万高原町中黒岩 700	529-5	山林	3.20	スギ	60
久万高原町中黒岩 701	532-106	山林	2.78	スギ	59
久万高原町中黒岩 703	532-105	山林	3.02	スギ	57
久万高原町中黒岩 707	532-102	山林	0.65	スギ	59
久万高原町中黒岩 709	532-101	山林	0.47	スギ	64
久万高原町中黒岩 1080	532-74	山林	0.17	ヒノキ	60
久万高原町中黒岩 1079-1	532-72-1	山林	1.55	スギ	60
久万高原町中黒岩 1079-3	532-72-2	山林	0.06	スギ	60
久万高原町中黒岩 1079-4	532-72-3	山林	0.03	スギ	60
久万高原町中黒岩 708-1	532-94	山林	0.76	スギ	60
久万高原町中黒岩 708-2	532-100	山林	1.15	スギ	60

※森林法第10条の八による伐採及び造林後の造林の届出書の提出に加え、県立自然公園第3種特別地域においては愛媛県県立自然公園条例施行規則に基づき、愛媛県中予地方局 総務県民課 県民生活係 まで伐採許可申請を行うこと。

3 スケジュール

令和4年2月1日（火）

募集開始（久万高原町・林業活性化センター ホームページに掲載）・企画提案書受付開始

- ・受付時間は土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前9時から午後4時とします。
- ・受付場所は中予山岳流域林業活性化センター（久万高原町久万265番地2）とします。
- ・募集の内容に関する質問は、受付時間内に書面を持参するか、FAX又は電子メールによる提出とします。

FAX：（0892）58-9112

E-Mail：center@kumarin.org

令和4年2月18日（金）16時

企画提案書受付締切

令和4年2月下旬～3月上旬

審査

令和4年3月上旬

選定・結果通知

令和4年3月中旬

経営管理実施権配分計画の作成・広告

4 提出書類

次の書類を取りまとめのうえ、正本1部・副本1部(副本はコピー可)を、事前連絡のうえ持参提出。なお、書類作成に伴う費用は申請者が負担するものとします。

企画提案書 同封（書式は右記にてダウンロード可能 <http://kumarin.org/download/>）

添付書類 ① 企画提案書の見積書に関する根拠資料

② 森林経営管理法第36条第1項の規定による公募に応募した資料の写し

5 その他

経営管理実施権の設定に係る諸条件は、該当する経営管理権集積計画を参照するものとします。